

景観保全型広告整備地区における広告物の表示に関する事項を以下に定める。なお、まちなみづくりに寄与する広告物（のれん、ちょうちん、ひさし看板等）は、別途協議する。

種類	規制
屋上	禁止
壁面	表示面積は3平方メートル以下 一壁面につき1個以内（管理上の必要に基づく場合は除く。） 厚さは0.2m以下
突出	現行基準 + 一建築物につき1個以内
野立	高さは4m以下 一方向から見て3平方メートル以下 一敷地につき1個以内（管理上の必要に基づく場合は除く。）
電柱の類	現行基準
立看板	一事業所につき2個以内
広告旗	一事業所につき2個以内
はり紙	周辺に調和
はり札	周辺に調和
アーチ広告物	周辺に調和
広告幕	周辺に調和
アドバルーン	禁止
ぼんぼり	周辺に調和
管理用	各広告物の規制基準 + 表示面積は2平方メートル以下
電光表示 (発光及び照射するもの全てを含む)	各広告物の規制基準 + 表示内容が動いて見えるものは禁止 表示面積は各広告物規制の4分の1以下自ら発光する物は、輝度を抑えるよう努める 一敷地につき1個以内